

財政援助団体等監査報告書

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、基山町が補助金交付を行っている基山町産業振興協議会が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に事業が行われているかを主眼とし実施する。

2 監査の対象

- (1) 対象団体 基山町産業振興協議会
- (2) 所管課 産業振興課

3 監査の範囲

平成28年度における基山町産業振興協議会に対する補助金交付に係る事業について

4 監査の期間

平成29年10月26日（木）から10月27日（金）の2日間

5 監査の方法と項目

対象団体及び所管課から関係資料、証拠書類等の提出を求めるとともに、対象団体の責任者等及び所管課の説明を聴取し、次の項目について監査を実施した。

対象団体（基山町産業振興協議会）

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政援助（以下「補助金等」という。）の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。

所管課（産業振興課）

- (1) 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金交付要綱は整備されているか。
- (3) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

- (4) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

提出を求め確認を行った資料

- (1) 対象団体への補助金等交付に係る関係例規（写し）
- (2) 対象団体設立時の総会資料（写し）
- (3) 対象団体の規約等（写し）
- (4) 事業実績報告書（平成28年度）（写し）
- (5) 収支決算書（平成28年度）（写し）
- (6) 対象団体構成員名簿

監査当日に確認した書類

- (1) 対象団体（基山町産業振興協議会）
 - 全ての業務に関する書類、帳簿等（平成28年度）
 - ※必要に応じて、平成29年度の関係書類
- (2) 所管課（産業振興課）
 - 補助金等交付に関する書類

6 監査の結果

(1) 対象団体及び補助金等

団体の名称	基山町産業振興協議会
団体の概要	<p>基山町の発展に寄与するため、町民との協働により地場産業の育成、振興及び地域ブランドの確立を図ることを目的に、オール基山による産業全体の推進組織として平成27年4月に設立。3つの柱と4つの専門部会を設置し、活動している。</p> <p>(3つの柱)</p> <p>① ふるさと納税の推進と拡充</p> <p>② 地方創生事業の受け皿</p> <p>③ 町内外の地域活性化事業への積極的参画</p> <p>(4つの専門部会)</p> <p>① ふるさと応援寄附部会</p> <p>② 基山PAふるさと応援市場部会</p> <p>③ ふるさと応援通販部会</p> <p>④ 基山宅配事業部会</p>
補助金名	<p>1 基山町産業振興協議会補助金（6款1項3目）</p> <p>2 基山町産業振興協議会補助金（7款1項1目）</p>
平成28年度補助金交付額	<p>1 1,778,719円</p> <p>2 4,500,000円</p>
関係例規	<p>基山町補助金等交付規則（平成7年規則第4号）</p> <p>基山町商工観光等の振興に寄与する団体等に対する補助金交付要綱（平成7年告示第41号）</p>

(2) 監査の結果

基山町産業振興協議会は、基山町の発展に寄与するため、町民との協働により地場産業の育成、振興及び地域ブランドの確立を図ることを目的として、平成27年4月に設置され、現在3年目に入っている。

基山町産業振興協議会は、町の財政援助団体として補助金交付を受けており、補助金の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確であるか、公益上の必要性は十分であるかを監査した。

監査をした結果、基山町産業振興協議会の管理運営及び産業振興課の事務は、おおむね適正に行われていると認められた。

ア 事業

基山町産業振興協議会では専門部会が設置され、事業計画に基づいた「ふるさと応援寄附」「基山PAふるさと応援市場」「ふるさと応援通販」「基山宅配事業」の各事業は適切に行われていた。

なお、各事業に関する出納関係の帳簿、証拠書類の保存状況も適正であった。

イ 補助金交付の算定、交付方法、時期及び手続

基山町産業振興協議会への補助金交付の審査及び決定の手続きは、基山町補助金等交付規則及び基山町商工観光等の振興に寄与する団体等に対する補助金交付要綱に基づき、適正に行われていた。

7 指摘

対象団体（基山町産業振興協議会）

- (1) 理事会、部会及び総会の議事録は作成されていない。会議における決定事項や協議内容等を記録することは重要なことであり、また、情報の共有を図る観点からも議事録の作成を行うこと。
- (2) 会員の管理と年会費の徴収及び入退会の通知を厳格に行うこと。
- (3) 備品の管理について、備品台帳は作成され、シールも貼付されているものの、一部所在場所が異なるものがあつたため、早急に整備を行うこと。

所管課（産業振興課）

- (4) 事業計画書及び事業報告書について内容を十分に精査し、今後の補助金算定に生かすこと。

8 意見

- (1) 基山町産業振興協議会は産業振興課を事務局として運営されているが、町から財政援助を受ける団体としては、町民の理解を得るためにも、協議会役員、会員主導の組織として取り組み、事業の活性化に努めていただきたい。
- (2) 基山町の産業振興とブランドの確立については、生産者との連携を図るとともに、利用者のニーズに対応した品質や生産量を確保し、販路の拡大や売上げの強化に努めていただきたい。